

山口県森林整備工事請負契約約款新旧対照表 (R2.10.1以降適用)

新	旧
<p>第1条から第9条 省略</p> <p>(現場代理人及び主任技術者)</p> <p>第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>以下(略)</p> <p>第11条(略)</p> <p>(工事関係者に関する措置請求)</p> <p>第12条 発注者は、現場代理人がその職務(主任技術者を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。</p> <p>2 発注者又は監督職員は、主任技術者(現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第13条～第23条(略)</p>	<p>第1条から第9条 省略</p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>以下(略)</p> <p>第11条(略)</p> <p>(工事関係者に関する措置請求)</p> <p>第12条 発注者は、現場代理人がその職務(主任技術者若しくは<u>若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務</u>を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。</p> <p>2 発注者又は監督職員は、主任技術者若しくは<u>若しくは監理技術者又は専門技術者</u>(<u>これらの者と</u>現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第13条～第23条(略)</p>

山口県森林整備工事請負契約約款新旧対照表 (R2.10.1以降適用)

新	旧
<p><u>(著しく短い工期の禁止)</u> <u>第23条の2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。</u></p> <p>第24条～第37条 (略)</p> <p>(部分引渡し) 第38条 第31条及び第32条の規定は、工事の目的物につき発注者が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分 (以下「指定部分」という。) の工事が完成した場合について準用する。この場合において、第31条の見出し、第1項及び第6項中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、第31条第2項、第4項及び第6項中「工事の完成」とあるのは「指定部分に係る工事の完成」と、同条第2項、第4項及び第5項中「工事の目的物」とあるのは「指定部分に係る工事の目的物」と、同項及び第32条の見出し及び第2項中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第39条～第40条 (略)</p> <p><u>(発注者の任意解除権)</u> 第41条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条、<u>第43条又は第43条の2</u>の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>第24条～第37条 (略)</p> <p>(部分引渡し) 第38条 第31条及び第32条の規定は、工事の目的物につき発注者が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分 (以下「指定部分」という。) の工事が完成した場合について準用する。この場合において、第31条の見出し、第1項及び第6項<u>並びに第32条第1項</u>中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、第31条第2項、第4項及び第6項中「工事の完成」とあるのは「指定部分に係る工事の完成」と、同条第2項、第4項及び第5項中「工事の目的物」とあるのは「指定部分に係る工事の目的物」と、同項及び第32条の見出し及び第2項中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第39条～第40条 (略)</p> <p><u>第41条</u> 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条<u>又は</u>第43条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</p> <p>2 (略)</p>

山口県森林整備工事請負契約約款新旧対照表 (R2.10.1以降適用)

新	旧
<p>(発注者の催告による解除権)</p> <p>第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。</p> <p>(2) 正当な理由なく、工事の着手期日を過ぎても当該工事に着手しないとき。</p> <p>(3) 工期内に工事を完成しないとき又は工期を経過した後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき。</p> <p>(4) 主任技術者を設置しなかったとき。</p> <p>(5) 正当な理由なく、第40条第1項の履行の追完がなされないとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。</p> <p>第43条～第43条の2 (略)</p> <p>(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p> <p>第44条 第42条各号又は第43条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、<u>第42条又は第43条</u>の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>第45条～第49条 (略)</p>	<p>(発注者の催告による解除権)</p> <p>第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。</p> <p>(2) 正当な理由なく、工事の着手期日を過ぎても当該工事に着手しないとき。</p> <p>(3) 工期内に工事を完成しないとき又は工期を経過した後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき。</p> <p>(4) 主任技術者-(<u>監理技術者を置かなければならない場合にあっては、監理技術者</u>)を設置しなかったとき。</p> <p>(5) 正当な理由なく、第40条第1項の履行の追完がなされないとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。</p> <p>第43条～第43条の2 (略)</p> <p>(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</p> <p>第44条 第42条各号又は第43条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、<u>前2条</u>の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p>第45条～第49条 (略)</p>

山口県森林整備工事請負契約約款新旧対照表 (R2.10.1以降適用)

新	旧
<p>(発注者の違約金請求等)</p> <p>第49条の2 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金の額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。</p> <p>(1) 第42条又は第43条の規定により工事の目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。</p> <p>(2) 工事の目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。</p> <p>(3) 次に掲げる者が契約を解除したとき。</p> <p>イ 受注者について破産法（平成16年法律第75号）第30条第1項の規定により破産手続開始の決定がされた場合における同法第31条第1項の規定により選任された破産管財人</p> <p>ロ 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定により更生手続開始の決定がされた場合における同法第42条第1項の規定により選任された管財人</p> <p>ハ 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定により再生手続開始の決定がされた場合における当該受注者又は同法第64条第2項の規定により選任された管財人</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(不正行為に伴う損害の賠償)</p> <p>第49条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、第31条第4項<u>又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）</u>の規定により工事の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(発注者の違約金請求等)</p> <p>第49条の2 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金の額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。</p> <p>(1) 第42条又は第43条若しくは第43条の2の規定により工事の目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。</p> <p>(2) 工事の目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。</p> <p>(3) 次に掲げる者が契約を解除したとき。</p> <p>イ 受注者について破産法（平成16年法律第75号）第30条第1項の規定により破産手続開始の決定がされた場合における同法第31条第1項の規定により選任された破産管財人</p> <p>ロ 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定により更生手続開始の決定がされた場合における同法第42条第1項の規定により選任された管財人</p> <p>ハ 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定により再生手続開始の決定がされた場合における当該受注者又は同法第64条第2項の規定により選任された管財人</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(不正行為に伴う損害の賠償)</p> <p>第49条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、第31条第4項<u>から第6項まで</u>の規定により工事の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。</p> <p>4 (略)</p>

山口県森林整備工事請負契約約款新旧対照表 (R2.10.1以降適用)

新	旧
<p>第50条 (略)</p> <p>(契約不適合責任期間等)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事の目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。</p> <p>10 (略)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>(あっせん又は調停)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者又はその他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が措置を執った後若しくは同条第5項の規定により発注者が措置を執った後又は発注者若しくは受注者が措置を執らずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。</p> <p>第54条以下 (略)</p>	<p>第50条 (略)</p> <p>(契約不適合責任期間等)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事の目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条第1項に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。</p> <p>10 (略)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>(あっせん又は調停)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が措置を執った後若しくは同条第5項の規定により発注者が措置を執った後又は発注者若しくは受注者が措置を執らずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。</p> <p>第54条以下 (略)</p>